

○東温市誕生 20 周年記念の冠の使用に関する取扱要綱

(令和 6 年 3 月 25 日告示第 39 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、東温市誕生 20 周年記念の冠を使用して実施する事業（以下「冠事業」という。）に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(冠称の種類)

第 2 条 事業の名称に付する冠は、次のとおりとする。

- (1) 東温市誕生 20 周年
- (2) 東温市誕生 20 周年記念
- (3) 東温市誕生 20 周年記念事業

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事業の性質に応じ適当な冠を付することができる。

(対象事業)

第 3 条 冠事業の対象となる事業は、市民や市民団体等が主催し、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業の実施を通じて東温市誕生 20 周年を祝い、市の魅力を市内外に発信することができる事業
- (2) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に実施し、完了する事業
- (3) 原則として市内で行われる事業

(使用の申請)

第 4 条 冠を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、事業実施日の 14 日前までに東温市誕生 20 周年記念冠事業承認申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 東温市又は東温市が参画する実行委員会等の事務又は事業において使用する場合
- (2) 東温市が共催又は後援する事業で使用する場合
- (3) 報道機関が報道の目的で使用する場合

(4) その他市長が適当と認める場合

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、東温市誕生20周年記念冠事業承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、使用の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、冠事業の承認をしないものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合

(2) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張の表現その他これらに類する目的のために利用していると誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められる場合

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者が使用するおそれがあると認められる場合

(4) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合

(5) その他市長が使用について不適當であると認めた場合

2 前項の規定により使用を承認しないときは、東温市誕生20周年記念冠事業不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 冠事業の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 冠の使用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 使用承認を受けた使用目的及び使用内容のみに使用すること。

(使用料)

第8条 冠の使用料は、無料とする。

(使用の変更承認)

第9条 使用者は、承認された内容に変更がある場合は、あらかじめ東温市誕生20周年記念冠事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、内容の変更を承認するときは、東温市誕生20周年記念冠事業変更承認通知書（様式第5号）により、内容の変更を承認しないときは、東温市誕生20周年記念冠事業変更不承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（承認の取消し）

第10条 市長は、冠事業の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

(1) 第6条第1項及び第7条の規定に違反していると認めた場合

(2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた場合

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し東温市誕生20周年記念冠事業承認取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 第2項の規定により使用の承認を取り消された者は、直ちに冠の使用を停止しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による承認の取消しにより、使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

（完了報告）

第11条 冠事業の承認を受けた事業が終了したときは、事業終了後30日以内に東温市誕生20周年記念冠事業実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（責任の制限）

第12条 使用者が、冠の使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、市長は責任の一切を負わないものとする。

（庶務）

第 13 条 冠事業の承認に関する庶務は、総務部企画政策課において行う。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(失効等)

2 この告示は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 12 条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

東温市誕生 20 周年記念冠事業承認申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

東温市誕生 20 周年記念冠事業承認通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

東温市誕生 20 周年記念冠事業不承認通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 9 条関係)

東温市誕生 20 周年記念冠事業変更承認申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

東温市誕生 20 周年記念冠事業変更承認通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

東温市誕生 20 周年記念冠事業変更不承認通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

東温市誕生 20 周年記念冠事業承認取消通知書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 11 条関係)

東温市誕生 20 周年記念冠事業実績報告書

[別紙参照]